

事前の申請が必要です・申請はお早めに

農林業の各種補助金について

農業用ビニールハウス設置

対象 町内に住所を有する農家、営農団体

内容 農業用ビニールハウス設置費用に含まれる材料費に対して、面積が45m²以上70m²未満の場合は材料費の2分の1以内、70m²以上の場合は材料費の3分の2以内とし、最大25万円

イノシシ・シカ被害防止施設設置

対象 イノシシ・シカ被害が著しい農家

内容 電気柵・ワイヤーメッシュの設置費用の2分の1以内で、最大3万円

アライグマの捕獲器購入

対象 狩猟免許(わな獣)有資格者または越生町発行の埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者

内容 捕獲器1台につき3000円(購入費用が3000円未満の場合は当該購入費)

風しんは飛沫によって感染し、強い感染力があります

成人男性の風しん抗体検査・予防接種について

風しんは、大人がかかると高熱や長期の発疹、ひどい関節痛等の症状がでます。脳炎や血小板紫斑病などの合併症を発症すると入院が必要になる場合もあります。

※昭和37年4月1日から同47年4月1日生まれの対象者には、クーポン券を送付します。

※転出した方は、越生町のクーポン券は使用できませんので、転出先の市町

村へ問い合わせてください。実施期間 令和4年3月31日まで

費用 無料

抗体検査

医療機関または、事業所(職場)の健康診断で受検できます。

※事業所(職場)の健康診断での検査を希望する方は、勤務先にお問い合わせください。

○本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)

○クーポン券(はがさずに提出してください)

※昭和47年4月2日から同54年4月1日生まれの方に配布したクーポン券の有効期限は、令和3年3月31日まで延長されました。

※昭和37年4月1日から同47年4月1日生まれの対象者には、クーポン券を送付します。

風しんの抗体価が基準値に満たないと判定された方のみ受けられます。

※厚生労働省ホームページをご覧ください。

町内実施医療機関 市川医院(TEL292-3011)、越生メディカルクリニック(TEL277-1119)、かあいファミリークリニック(TEL299-6222)

持ち物 ○風しんの抗体検査結果

○本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)

○クーポン券(はがさずに提出してください)

※予約時に予診票を持参するよう依頼があつた場合は、郵送いたしますので問へご連絡ください。

対象 山林の所有者
内容 間伐・下刈・枝打で、町の定める実施基準額の2分の1以内
※補助基準などは問へお問

問産業観光課 農林担当
TEL内線143・147

一般造林事業(間伐・下刈・枝打)
対象 山林の所有者
内容 間伐・下刈・枝打で、町の定める実施基準額の2分の1以内
※補助基準などは問へお問

問保健センター
TEL292-5505

問保健センター
TEL292-5505

住宅に関する補助事業

越生町勤労住宅金貸付事業

対象 次の要件を全て満たす方

- ①町内に居住または居住しようとする勤労者で、同一事業所に2年以上勤務している方
- ②20歳以上50歳未満までの方
- ③収入は家族収入を含み返済しながら生活し得る方

融資限度額	融資金利	(有担保) (抵当権)	無担保
700万円	年1・865% (上限金利 年5・0%)	変動金利制	固定金利制
300万円	年1・6%	年1・6%	

資金の用途 町内に居住するための住宅の新築、購入、増改築、宅地（150m²以上の面積を有する土地）の取得

※有担保融資と無担保融資の重複利用はできません。

※金利は金融情勢に応じて変更することがあります。

※貸付には保証能力がある連帯保証人または（財）埼玉県労働者信用基金協会の保証が必要です。

対象住宅 ○自己の居住の用に供する住宅
○マンション等の自己専有部分のための資金
※投資を目的とするものは対象となりません。

融資内容 ○店舗併用住宅等の住居部分を利用して行う10万円以上の経費を要する工事で、手し、当該年度の2月末日までに完了することができる次に該当する工事
○手すりの取付け工事・段差解消工事・滑りの防止
○工事
○二重サッシにする工事・複数ガラスへの取替え工事
○外壁、天井または床の断熱材の施工工事
※補助を受けようとする工事について、町の他の制度による補助を受けることはできません。

問 産業観光課 観光商工担当
内線 148

融資期間	有担保 (抵当権)	無担保
30年以内 (300万円 以内の融資 は15年以内)		
10年以内		

越生町個人住宅等リフォーム補助事業

対象者 町内に居住する者で次の要件を全て満たす方を受けていない方（補助対象外の工事は対象）
○町に住民登録または外国登録している方
○町税の滞納のない方

越生町中小企業退職金共済掛金等助成制度

町では、中小企業退職金共済制度への加入を促進し、中小企業の振興と雇用する従業員の福祉の増進を図るため、中小企業退職金共済制度に加入している事業主に対し退職金共済掛金の一部を補助します。

助成期間 補助金の交付が決定してから3年間（36か月）

対象工事 町内の施工業者を利用して行う10万円以上の経費を要する工事で、補助金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末日までに完了することができる次に該当する工事
○手すりの取付け工事・段差解消工事・滑りの防止
○工事
○二重サッシにする工事・複数ガラスへの取替え工事
○外壁、天井または床の断熱材の施工工事

対象 次の要件を満たす事業主

①常時使用する従業員の数が50人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものは20人）以下の事業所で申請日現在引き続き営業を継続している方

②納期の到来した町税を完納している方

③新たに退職金共済制度に加入した従業員を有し、共済契約を締結した日の属する日から契約期間内に掛金を納付した方

④すでに退職金共済制度に入れている従業員を有し、引き続き契約期間内に掛金を納付した方

補助率 加入従業員数
21人～50人
11人～20人
6人～10人
1人～5人

退職金共済加入従業員数	補助率
21人～50人	5%
11人～20人	10%
6人～10人	15%
1人～5人	20%

※従業員一人あたりの1月の掛金が2千円を超える場合は、2千円を限度となります。
※補助金交付申請様式は町のホームページからダウンロードできます。



問 産業観光課 観光商工担当
内線 148